省令

○財務省令第八十五号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令（平成二十六年政令第百五十五号）を実施するため、法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十七年十二月十八日

財務大臣　麻生　太郎

法人番号の指定等に関する省令の一部を改正する省令

法人番号の指定等に関する省令（平成二十六年財務省令第七十号）の一部を次のように改正する。

第五条中「第五十八条第二項」を「第四十二条第二項」に改める。

第九条第一号中「第五十八条第一項」を「第四十二条第一項」に、「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第二号中「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

第十一条第一号中「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改め、同条第二号中「第六十条第二項」を「第四十四条第二項」に改める。

第十二条第一項中「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改め、同条第二項第一号中「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改める。

第十三条第一項中「第五十八条第四項ただし書」を「第四十二条第四項ただし書」に改める。

附　則

この省令は、平成二十八年一月一日から施行する。

規　則

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律に基づき、人事院規則九―四九（地域手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

平成二十七年十二月十八日

人事院総裁　一宮なほみ

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則

人事院規則九―四九（地域手当）の一部を次のように改正する。

附則別表百分の十一の項中「池田市」を「池田市　大東市」に改め、同表百分の四の項中「太宰府市」を「太宰府市　糸島市」に改め、同表百分の一の項中「各務原市」を「各務原市　可児市」に改める。

別表第一岐阜県の項中「各務原市」を「各務原市　可児市」に改め、同表大阪府の項中「高槻市」を「高槻市　大東市」に改め、同表福岡県の項中「太宰府市」を「太宰府市　糸島市」に改める。

附　則

（施行期日等）

1　この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―四九の規定は、平成二十七年四月一日から適用する。

（平成二十二年八月十二日から平成二十七年三月三十一日までの間における大阪府大東市に係る地域手当）

2　平成二十二年八月十二日から平成二十七年三月三十一日までの間において、大阪府大東市は、人事院規則九―四九―四〇（人事院規則九―四九（地域手当）の一部を改正する人事院規則）による改正前の規則九―四九別表第一の規定にかかわらず、給与法第十一条の三第一項の人事院規則で定める地域であり、かつ、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第百五号）第二条の規定による改正前の給与法第十一条の三第二項の地域手当の級地について同項第四号に規定する四級地であったものとする。